(非公式訳)

投資委員会布告 第 Sor. 1/2558 号

件名:投資委員会布告第2/2557号に基づく投資奨励対象業種の改定増補

仏暦 2557 年 (2014 年) 12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号、件名:投資奨励政策および基準に引き続き、仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 16 条第 2 段落の権限に基づき、投資委員会は以下の通り発布する。

1. 仏暦 2557 年 (2014 年) 12 月 3 日付布告第 2/2557 号巻末の投資奨励対象業種表における業種 4.8.5 を廃止し、4 類 金属製品、機械、運輸機器の業種 4.8 乗り物部品の製造において、乗り物部品製造の品目を追加し、業種と条件を以下の通り定める。

業種	条件	恩典
4.8.5 燃料システム部品(Fuel System Parts)の製	委員会が同意した部品成形および	A3
告	組み立て工程を有すること。	
4.8.5.1 燃料ポンプ		
4.8.5.2 噴射ポンプ		
4.8.5.3 インジェクタ		
4.8.6 トランスミッションシステム部品		A3
(Transmission System Parts)の製造		
4.8.6.1 サンギア		
4.8.6.2 リングギア		
4.8.6.3 シフトギア		
4.8・6.4 トランスファーケース	委員会が同意した部品成形および	
	組み立て工程を有すること。	
4.8.6.5 トルクコンバータ	委員会が同意した部品成形および	
	組み立て工程を有すること。	
4.8.6.6 キャリア	委員会が同意した部品成形および	
	組み立て工程を有すること。	
4.8.6.7 プロペラシャフト	委員会が同意した部品成形および	
	組み立て工程を有すること。	
4.8.6.8 ドライブシャフト	委員会が同意した部品成形および	
	組み立て工程を有すること。	
4.8.6.9 ユニバーサルジョイント	委員会が同意した部品成形および	
	組み立て工程を有すること。	
4.8.6.10 差動装置(Differential)	委員会が同意した部品成形および	
	組み立て工程を有すること。	

業種	条件	恩典
4.8.7 エンジンシステム部品(Engine System		
Parts)の製造		
4.8.7.1 ターボチャージャー	委員会が同意した部品成形および組み立て工程を有すること。	А3
4.8.7.2 ターボチャージャー部品		A4
4.8.7.2.1 タービンブレード		
4.8.7.2.2 タービンハウジング		
4.8.7.2.3 ベアリングハウジング		
4. 8. 7. 3 シリンダーヘッド		A4
4.8.7.4 シリンダーブロック		A4
4.8.7.5 クランクシャフト		A4
4.8.7.6 カムシャフト		A4
4.8.7.7 コネクティングロッド		A4
4.8.7.8 エンジンバルブ		A4
4.8.7.9 ピストン		A4
4.8.8 安全部品(Safety Parts)の製造		
4.8.8.1 エアバッグ		A4
4.8・8・2 エアバッグ部品		
4. 8. 8. 2. 1 インフレータ		A3
4.8.8.2.2 イニシエータ		A4
4.8.8.2.3 クーラントフィルタ		A4
4.8.9 ブレーキシステム部品(Brake System	委員会が同意した部品成形および	A4
Parts)の製造	組み立て工程を有すること。	
4.8.9.1 ブレーキブースター		
4.8.9.2 ブレーキキャリパー		
4.8.9.3 ブレーキマスターシリンダー		
4.8.9.4 ブレーキホイールシリンダー		
4.8.9.5 ホイールハブ		
4.8.9.6 ブレーキパイプセット		
4.8.10 サスペンションシステム部品(Suspension	 委員会が同意した部品成形および	A4
System Parts)の製造	組み立て工程を有すること。	
4. 8. 10. 1 ショックアブソーバー		
4.8.10.2 ボールジョイント		
4.8.11 ステアリングシステム部品(Steering	委員会が同意した部品成形および	A4
System Parts)の製造	組み立て工程を有すること。	
4.8.11.1 パワーステアリングポンプ		

業種	条件	恩典
4.8.11.2 ラック&ピニオン式ステアリング		
4.8.12 冷却装置部品(Cooling System Parts)の製造 4.8.12.1 ウォータポンプ	委員会が同意した部品成形および組み立て工程を有すること。	A4
4.8.13 排気装置部品(Exhaust System Parts)の製造 4.8.13.1 触媒コンバータ	委員会が同意した部品成形および組み立て工程を有すること。	A4
4.8.14 空調システム部品(Air Conditioning System Parts)の製造 4.8.14.1 エアコンプレッサー	委員会が同意した部品成形および組み立て工程を有すること。	A4
4.8.15 高張力鋼車体部品の製造	引張強度(Ultimate Tensile Strength: UTS) が 700 メガパス カル (MPa)以上の鉄鋼を使用する こと。	A4
4.8.16 乗り物用ボールベアリングの製造	プロジェクト内でスチールボールを内製すること。	A4
4.8.17 その他乗り物部品の製造		B1

2. 仏暦 2557 年 (2014 年) 12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号巻末の投資奨励対象業種表の 7 類に業種 7.9.1.6 ゴム工業団地または工業区を追加し、業種および条件を以下の通り定める。

業種	条件	恩典
7.9.1.6 ゴム工業団地または工業区	委員会の定める条件に従うものと する。	A3

3. 仏暦 2557 年 (2014 年) 12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号巻末の投資奨励対象 業種表における業種 7.3.1 鉄道貨物輸送を廃止し、以下に置き換える。

業種	条件	恩典
7.3.1 鉄道輸送	関係政府機関の同意を得ること。	A2

仏暦 2558年(2015年)9月16日より有効とする。

発布日: 仏暦 2558 年(2015 年) 10 月 27 日

陸軍大将

(プラユット・チャンオーチャー) 投資委員会委員長